

求菩提山経簡一覽

| 経文               | 紀年名        | 願主  | 発見地   |
|------------------|------------|-----|-------|
| 妙法蓮華経            | 保延六年十月廿二日  | 僧□□ | 発見地   |
| 妙法蓮華経            | 保延六年十月廿二日  | 僧頼嚴 | 吉祥窟   |
| 妙法蓮華経            | 保延六年十月廿二日  | 僧□□ | 上宮八区  |
| 妙法蓮華経            | 保延六年十月廿二日  | 僧隆鑒 | 上宮八区  |
| 妙法蓮華経            | 康治元年九月廿四日  | 僧頼嚴 | 大ケ岳   |
| 妙法蓮華経            | 康治二年十一月廿八日 | 僧嚴尊 | 上宮一九区 |
| 大勸進僧林我觀進所求菩提山行勝坊 | 久安六年三月十一日  |     |       |
| 妙法蓮華経            |            | 僧行賀 | 護摩場地区 |
| 僧勢実勸進法界融作一       | 天永二年十月     | 僧勢実 |       |
| 妙法蓮華経            | 長承二年八月廿九日  | 僧良仁 |       |
| 金光明経             |            |     |       |

は高臈を一〇年勤めた者でないと資格がもらえなかった。彼らの生活は檀家を一年に一回、お初穂巡りといって米・麦・粟等の穀物類を集荷し、その一部を山の神に納めた。

求菩提山は『一山五百坊』といって、霊山として崇拜されてきたが、明治元年の廃仏毀釈によって山は寺を廃し、神社に改宗された。

## 第二節 莊園の發達と武士のおこり

### 一 豊前国の莊園

古代をいかなる時点で終焉とするかはいろいろな説がある。本史では、律令国家体制が確立し、それが維持され、律令のもとに政治・社会が動いた時期を想定した。

#### 莊園の發達

公地公民制を原則とした律令体制から、土地制度が徐々に崩壊し始め、田地を主体とした大規模な私的所有地制が誕生した。これを「莊園」(庄園)と呼んでいる。

莊園は八世紀末頃から十五世紀末ごろにかけて存在したが、初期における莊園制と終末期の場合では、土地所有・土地支配の内容的意味がかなり異なっていた。この時代の土地所有は、土地そのものの所有とは觀念されず、土地からの収益そのものが所有の本体であったのである。

莊園發達の起因は、律令政府による墾田政策にあった。当初は口分田の不足を補うことから始めた土地政策であったが、養老七年(七二三)の三世一身法や天平十五年(七四三)の墾田永世私財法の発布によって、土地の開墾を奨励したため、中央貴族や地方豪族たちはこれを直視し、積極的に進めるように

なったのである。この墾田のために占定した地域には、事業のための倉庫や事務所が設置され、これを「莊家」（莊所）と呼ぶようになった。つまり、土地の開墾（墾田）＋事務倉庫（莊家）＝莊園という形ができたのである。

1  
初期莊園

初期の莊園形態に二つの系統があつた。

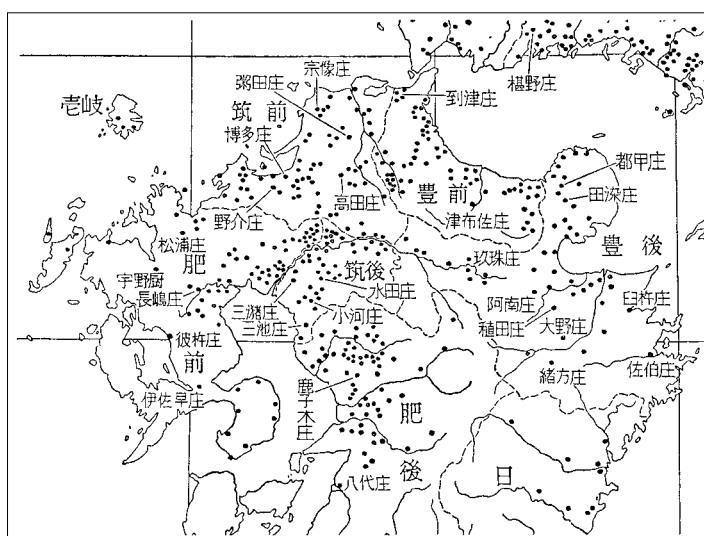


図3—32 北部九州の荘園（『荘園』安田元久より引用）

・自墾地系莊園：莊園領主の直接経営によるもので、墾田を基盤とした莊園である。未開の原野の多い辺境地帯あるいは後進地帯を自分たちの領域として経営した。

・既墾地系莊園……この系統は請作形態である。例えば土地を寄進・買得した班田農民や近隣に定住した者などが、地子じしを払つて田地を耕作するものをいう。自墾地と異なり先進地域に多く発達した。そしてこのような請作農民は、後に田堵たどと呼ばれ、彼らの耕作する土地を負名ふみょう（名）と称されるようになった。

この二つの系統のうち、自墾田は長続きはせず九世紀ごろには減退していった。また、莊園はもともと輪租(納税)の義務が課せられていたが、権力を持った有力な寺社や貴族等は、それを利用して政府に不輪租(不納税)の申請をするような特権を保持した。こうした申請を「立券莊号」といって、これを認知した場合は、太政官及び民部省から符を下すという「官省符莊」というのが成立した。

一方、莊園は単に未開の地を開発するばかりでなく、柚ぞうや牧まき等私有地が開墾されて莊園化したもの、また、貴族等に与えられた封戸ふこ（食封）制が機能を失い、莊園に発展していくことが、十世紀以後多くなり、莊園整理令が発令された。しかし効果は

あまりなかったようである。更に「雑役免莊園」といって農民は年貢を国衙に納めながら、正税以外の雑・公事は免除され、免除されたものが領主の所得になるという形態が展開した。したがって、農民は国衙へ雑役は領主へと二重の支配を受けるようになり、ますます農民の負担は苦しくなっていた。

## 2 寄進型莊園

十一世紀に入るころから、「寄進型莊園」というのが生まれ、中世の時代へと繋っていく。

この形態は、国司として赴任した中流貴族及び地方豪族等が、開発した土地を不輪租化し、その地領を中央の貴族等へ形式的に寄進し、権力を借りて莊園を名のといった、極めて巧妙な莊園手口である。

## その後の莊園制

十一世紀から十二世紀ごろは、領主の直接支配地の他に、いくつかの名田によって構成されるという形が展開し始める。いわゆる名田制の確立である。

そして、鎌倉幕府成立後は、御家人となった在地領主たち（後の武士）を地頭に補任し、御家人に新たな恩賞として収益権を与えると共に、莊園や国衙領の地頭職に補任するという、いわゆる「地頭制度」が確立し、莊園制は大きく変わっていくこととなる。

| 所在地  | 莊名  | 年 代    | 沿 革                        |
|------|-----|--------|----------------------------|
| 田河郡  | 副田莊 | 永承二年   | 金堂料七十町、観応三年地頭職嶋津上総入道跡、凶徒押領 |
| 京都郡  | 堅島莊 | 観応三年以前 | 遍智院真言堂永日護摩供料               |
| 同    | 窪 莊 | 同      | 地頭職、本主余類押領                 |
| 上毛郡  | 山田莊 | 同      | 地頭職二十余町、岩松義継寄進             |
| (未詳) | 夏焼莊 | 同      | 不知行                        |

\*『豊津町史』上巻より引用

## 豊前国の莊園

豊前国内での莊園史料はないが、『大宰府・太宰府天満宮文書』に、次のような莊園名が記されている。

菅原道真の祠廟とされている天満宮安楽寺は、その所有する莊園は北部九州を中心として、壱岐から南は薩摩におよぶ約一〇〇か所を掌握していたとされ、宇佐八幡社と在地勢力を二分していたことが分かっている。莊園の大部分は寄進型莊園によるもので、長治元年（一一〇四）には宇佐八幡社と莊園の權益をめぐって対立するが、安楽寺は独自の勢力を維持し、ますます大きくなっていった。豊前国の各莊園も、その勢力下に置かれていたものであろう。

## 二 古代の終焉（武士社会へ）

### 武士のおこり

律令社会が歪み始めると、人は武力闘争と支配勢力に傾きはじめた。